

【パブリックコメント用】

閲覧用

# 第4次糸島市男女共同 参画社会基本計画（案）

（令和8年度－令和12年度）



糸島市



## 糸島市男女共同参画都市宣言

わたしたちは  
男女が対等なパートナーとして  
あらゆる分野に参画し  
ともに責任を分かち合い  
支え合う社会の実現をめざし

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

- 1 男女がお互いの人権を尊重し、性別により差別的取扱いをすることのないまちをつくります。
- 1 男女が性別に関わりなく、一人ひとりの個性と能力を発揮できるまちをつくります。
- 1 市民、行政、議会、事業者等が男女共同参画の重要性を理解し、それぞれの責務を果たすまちをつくります。

平成 28 年 3 月 25 日 糸島市

## 【目次】

### 第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景 . . . . . 1
- 2 計画の趣旨 . . . . . 4

### 第2章 計画の基本的方針

- 1 計画の基本目標 . . . . . 7
- 2 計画の体系 . . . . . 8

### 第3章 基本目標ごとの基本施策、主な事業

- 1 重点項目 . . . . . 9
- 2 基本目標
  - I 誰もが認め合い自分らしく暮らせる  
男女共同参画のまちづくり . . . . . 10
  - II 人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり . . . . . 19

### 資料

- 1 糸島市男女共同参画審議会委員名簿 . . . . .
- 2 糸島市男女共同参画推進条例 . . . . .
- 3 第3回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査集計結果 . .  
【ダイジェスト版】
- 4 男女共同参画をめぐる国内外の主な動き . . . . .
- 5 男女共同参画をめぐる糸島市の主な動き . . . . .
- 6 男女共同参画用語集 . . . . .

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な取組は国連を中心に進められ、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」に始まり、1979年（昭和54年）に採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」や数次の世界女性会議等の国際会議を経て、現在の男女共同参画社会の実現に向けた動きへとつながってきました。

2015年（平成27年）9月、国連で先進国と開発途上国が共に取り組むべき2030年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択され、「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられました。

SDGsは、現在の世界をより良いものにしていくため、2030年までに環境・経済・社会に関わる17の目標を設定していますが、その一つとして「ジェンダー平等を実現しよう（ゴール5）」が掲げられ、「第4次糸島市男女共同参画社会基本計画（以下「本計画」という。）」に関係が深い目標が盛り込まれています。

### (2) 国の動き

国においては、1994年（平成6年）に男女共同参画推進本部が設置され、1996年（平成8年）に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、2000年（平成12年）には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、この計画は5年ごとに見直しが行われており、2020年（令和2年）には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正、2006年（平成18年）に「男女雇用機会均等法」改正などの男女共同参画社会に向けた法律や制度の整備が図られています。

2015年（平成27年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「活躍推進法」という。）が、2018年（平成30年）には男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下「候補者男女均等法」という。）が公布・施行され、様々な分野で女性の活躍が期待されています。

さらに、2024年（令和6年）には、多様化、複合化、複雑化した女性をめぐる課題がコロナ禍により顕在化したことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、人権が尊重され自立して暮らせる社会の実現を目指して「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、「女性支援法」という。）が施行されました。この法律により、従来の「保護更生」を目的とする「婦人保護」から「女性支援」へと理念が大きく転換されました。

このように女性に関わる各法律の整備がなされているものの、2024年（令和6年）に世界経済フォーラムが公表した世界各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数において、日本の順位は146か国中118位（前回2023年（令和5年）は146か国中125位）という結果でした。これは主要7か国（G7）の中では最下位で、特に政治（113位）、経済（120位）分野に課題があり、世界の男女格差解消の動きに遅れている状況が明らかになっています。

### （3）県の動き

福岡県では、2001年（平成13年）に男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的とする「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、2002年（平成14年）には、基本法と福岡県男女共同参画推進条例に基づき「福岡県男女共同参画計画」を策定、2006年（平成18年）には「第2次福岡県男女共同参画計画」、2011年（平成23年）には「第3次福岡県男女共同参画計画」で「女性の更なる社会進出を推進し、女性が多様な分野で能力を発揮する、活力ある社会をつくる」を大目標に掲げて様々な取組が進められ、2016年（平成28年）には「第4次福岡県男女共同参画計画」を策定、「働く場における女性の活躍促進」に取り組み、女性がいきいきと働き活躍できる社会を目指し、「福岡県女性の活躍応援協議会」が設立されました。

また、2019年（平成31年）には性暴力の根絶及び被害者の支援に関する「福岡県性暴力根絶条例」が制定され、女性に対する暴力と問題意識の高まりに伴い、犯罪の未然防止や被害者支援の充実、加害者対策に取り組むとともに、

企業におけるセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止対策についても強化されています。

2021年（令和3年）には「男女がともに活躍できる社会の実現」「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進」の3つの施策の柱（目標）を掲げた「第5次男女共同参画計画」を策定しました。

さらに、2024年（令和6年）には、前述の女性支援法第8条第1項に基づき「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」（計画期間：令和6年度～令和7年度）を策定しました。この計画は、第5次福岡県男女共同参画計画における、施策の柱2「誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現」の（1）「人権を侵害する暴力の根絶」及び（2）「生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援」を重点的に推進するための計画と位置づけられています。

#### （4）本市の動き

本市では、2010年（平成22年）に「糸島市男女共同参画社会推進条例」を制定し、2011年（平成23年）には「糸島市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。2014年（平成26年）に「第1回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施、その後は5年毎に意識調査を実施しています。2016年（平成28年）3月25日には「糸島市男女共同参画都市宣言」を実施するとともに「糸島市男女共同参画シンボルマーク」を決定、「第2次糸島市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。

2021年度（令和3年度）からの第2次糸島市長期総合計画では、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念に沿って各種政策及び施策を展開しています。2023年（令和5年）には、本市の総合計画における取組の達成とSDGsの達成を関連づけて推進していくという提案が、特に経済・社会・環境の三側面における新しい我が国のSDGsの達成に貢献する優れたものと認められ、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。

総合計画の施策の一つである「男女共同参画社会の推進」においては、幅広い啓発活動を通して多くの市民の機運を醸成し、様々な分野における女性の参画割合を高めて男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映することができるよう取り組むとともに、性別に関わりなく誰もが活躍できる地域社会づくりを引き続き進めていく必要があります。

## 2 計画の趣旨

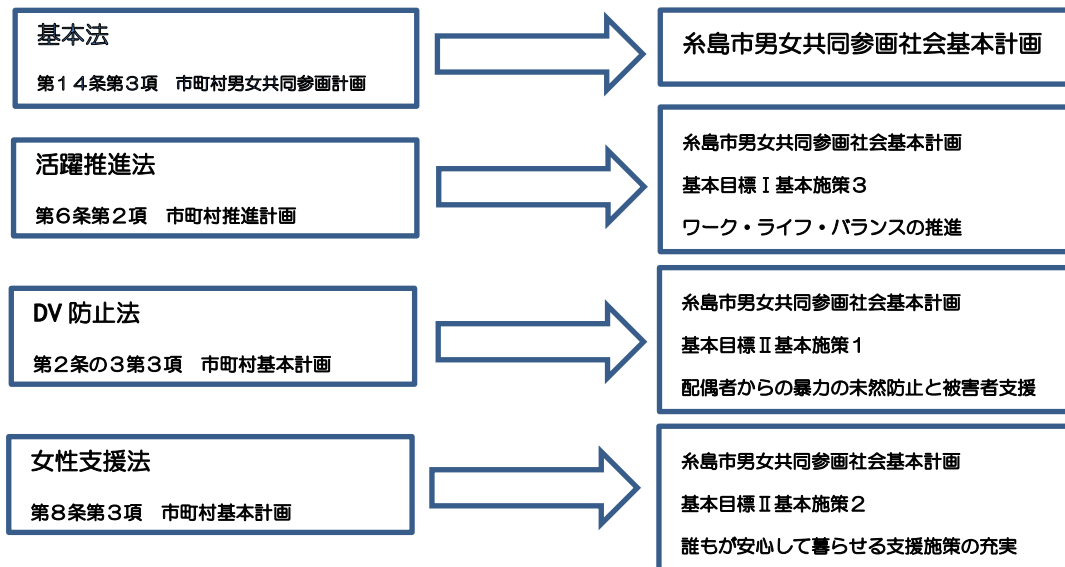
### (1) 計画の目的と基本理念

本計画は、男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を担い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できる男女共同参画社会の実現を目的とし、糸島市男女共同参画社会推進条例第3条に掲げる基本理念のもと、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定しています。

### (2) 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本的な考え方と施策の方向性を示したもので、基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」に位置づけられます。

また、基本目標Ⅰ基本施策3は、活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」即ち「女性活躍推進計画」に、基本目標Ⅱ基本施策1は、DV防止法第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」即ち「配偶者暴力対策基本計画」に、基本目標Ⅱ基本施策2は、女性支援法第8条第3項に規定する「市町村基本計画」即ち「女性支援基本計画」に位置づけられます。



### (3) 計画の性格

本計画は、第3次糸島市男女共同参画社会基本計画（令和3年度－令和7年度）を引き継ぐとともに、令和6年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）の結果を踏まえて策定しており、条例第9条に規定する「基本計画」として位置づけています。

なお、本計画は、本市の「第2次糸島市長期総合計画」に基づく男女共同参画分野での個別計画であり、「糸島市特定事業主行動計画（令和7年度－令和11年度）」、「糸島市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度－令和8年度）」、「糸島市障害者計画（支援の輪プランいとしま）（令和3年

度－令和 8 年度)」、「第 3 期糸島市地域福祉計画(令和 8 年度－令和 12 年度)」、「第 2 期糸島市健康増進計画(健康いとしま 21)(令和 3 年度－令和 12 年度)」、「糸島市生涯学習基本計画(令和 3 年度－令和 12 年度)」、「糸島市子ども計画(令和 7 年度－令和 11 年度)」等の各計画とも整合性を図り、男女共同参画を推進するため、総合的かつ計画的な施策の実現を目指すものです。

#### (4) 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

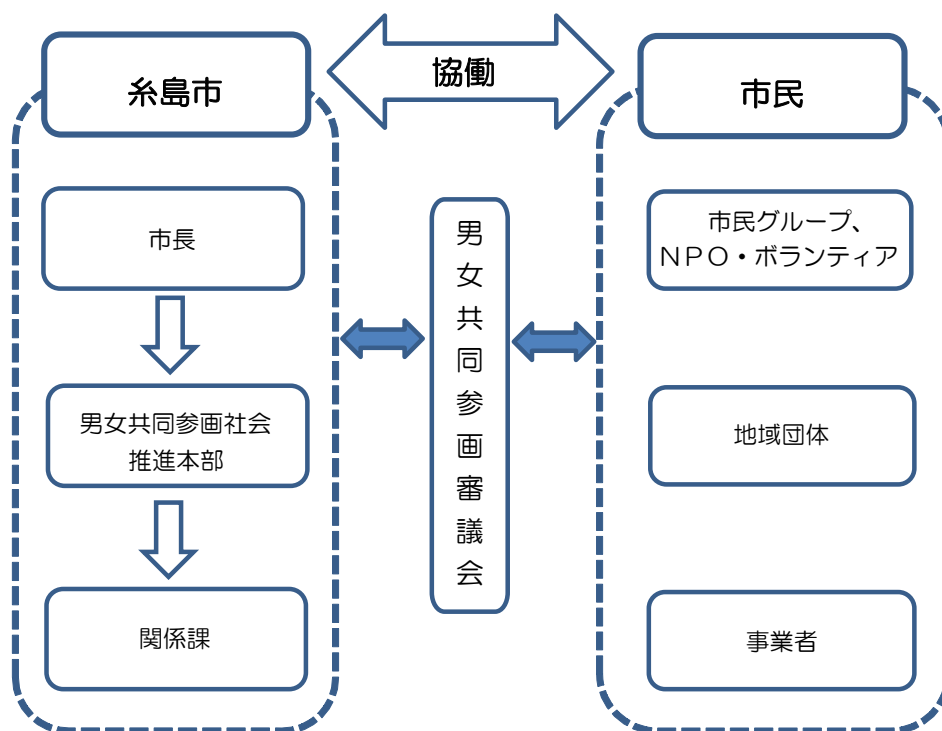
なお、具体的な施策や取組については、毎年度「推進計画」として策定し、社会情勢や環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直していくものとします。

#### (5) 計画の推進

男女共同参画社会の実現には、本計画の着実な推進が重要であり、推進本部や審議会を中心に、「推進計画」の進捗状況について確認や評価を行い、課題の解決を目指します。

具体的には、本計画で掲げる 7 つの基本施策について、時代の変化に合わせた取組を考えながら、関係課と連携し、目標の達成に向けた施策を計画します。各課の施策については、毎年度、推進状況を推進本部や審議会へ報告し、「基本計画」と一体的に進行管理を行います。

#### ■ 計画の推進体制図



## (6) 第3次糸島市男女共同参画社会基本計画（令和3年度－令和7年度）の 進捗状況等

### ① 進んだ主な取組

・地域活動における男女共同参画を推進する取組として、校区単位での研修会を開始しました。

・母子保健法及び児童福祉法の改正に伴い「糸島市こども家庭センター」開設、新たに「こども・子育て総合相談窓口」を設置し、妊娠、出産、子育てに関するもののほか、教育やこどもの権利に関することなど、こども・子育てに関する様々な相談を受け、支援を行っています。

・介護や障がい、子育て、生活困窮など、複数の分野にわたる課題を抱える人に対して、「福祉の総合相談窓口」を設置し、必要に応じて各相談支援機関と連携しながら、各分野を越えた包括的な相談支援を行っています。

### ② 残された主な課題

・政策・方針決定過程における女性参画率の低さ

男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発に取り組んできましたが、男女が共に子育てや介護ができる環境整備、女性や高齢者など多様な人材が経済活動、地域活動に参画し、それぞれの特性に応じた役割を果たしていくことが重要課題となっています。

審議会等への女性の登用率が40%を下回り、目標に届いていません。また、行政区（自治会）の地域活動において、会長、副会長、会計などの重要な意思決定を行う役職に女性の参画が進んでいない状況が見られます。本市の令和5年度の行政区（自治会）長における女性の割合は2.4%であり、全国平均の7.2%、県内平均の10.4%を下回っています。

今後は、様々な意思決定の場面において、女性を含めた多様な視点による意見が反映されるよう男女比のバランスにも配慮し、選任枠を広げる等、更なる取り組みが求められます。

・DV、女性相談等における支援の充実

令和6年度の市民意識調査では、パートナーからの暴力と認識される行為を受けた後、「誰にも相談しなかった」という回答が44.8%を占めています。また、女性相談では、パートナーからのDVに悩み苦しんでいるものの、経済的な不安などから現状の生活を変えられないケースが多く見られます。

そこで、引き続きDV及びデートDVについての認識を高めるための啓発に取り組み、相談機関等を一層広く周知するとともに、関係機関が連携を強化し、被害者の自立に向けた支援体制を充実していくことが必要です。

## 第2章 計画の基本的方針

### 1 計画の基本目標

男女共同参画の推進は、2020年（令和2年）から2023年（令和5年）までのコロナ禍により、対面による各種講座・講演会の開催ができない期間が発生しましたが、オンライン講演会の開催や啓発動画のインターネット上での配信などに取り組み、新たな啓発活動の方法を確立しました。インターネットは、瞬時に世界中に情報を届けることができ、人々は時間や場所に縛られることなく気軽にその情報を利用できる良さがあります。一方、対面での開催は、講師の熱量やその場の臨場感、参加者の高揚感等を直接肌で感じることで、体験した内容が深く記憶に刻まれます。今後も両者の特徴を生かしながら、引き続き啓発効果を高めるための取組を行います。

また、啓発拠点となる糸島市男女共同参画センター ラポールは、関係課や各種機関とも連携しながら、市民や地域活動団体、事業者など多様な主体と協働し、様々な課題解決を目的とする企画を立案・展開する機能を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた、より実践的な活動に取り組むこととします。

本計画では、こうした取組にあたり、2つの基本目標を設定するものとし、その目標ごとに基本施策や主な事業を設定し取り組みます。

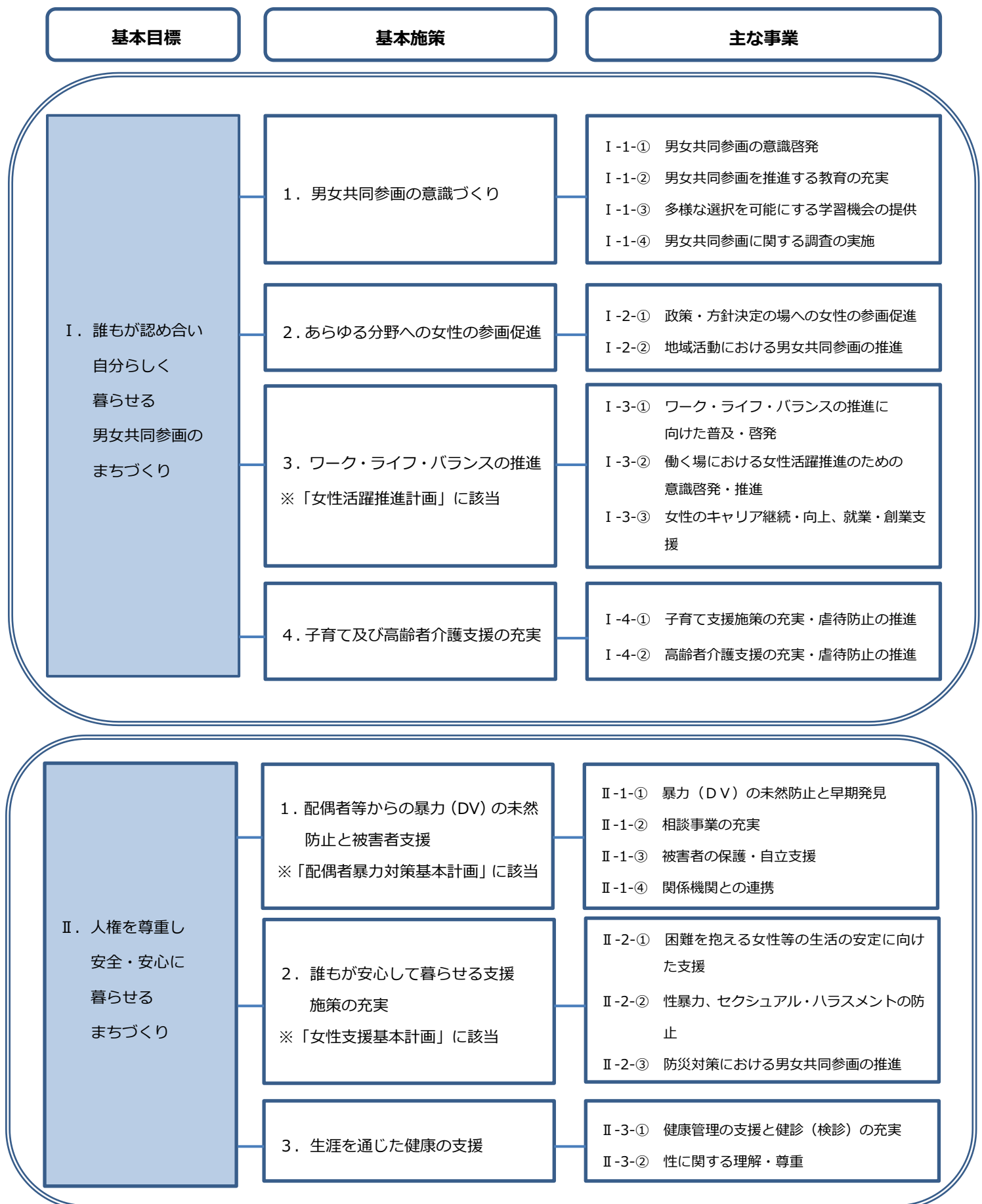
#### I 誰もが認め合い自分らしく暮らせる男女共同参画のまちづくり

性別にかかわらず、自分の本当の気持ちと向き合い、誰もが生き生きと自分らしく個性と能力を発揮できる男女共同参画のまちづくりに取り組みます。

#### II 人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり

人権は、人間が生まれながらにして持っている基本的な権利であり、それを脅かすような様々な暴力を防ぎ、誰もが安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

## 2 計画の体系



## 第3章 基本目標ごとの基本施策、主な事業

### 1 重点項目

本計画は、従前の基本計画が掲げていた基本目標を継承しつつ、市における男女共同参画の現状やこれまでの取組状況等を踏まえたうえで、特に力を入れるべき2つの重点項目を定め、男女共同参画社会の実現を目指します。

#### ①【あらゆる分野への女性の参画率向上に向けた取組】

- 地域の活力を維持・向上させるため、男女共同参画をさらに推進し、社会のあらゆる分野において性別に関わらず誰もが活躍できる環境の整備に取り組めます。

#### ②【配偶者や交際相手からの暴力（DV）の根絶に向けた取組】

- 配偶者や交際相手からの暴力（DV）は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻む重大な課題であることから、暴力（DV）についての正しい認識や対処法の啓発、被害者の立場に立った支援に取り組めます。



## 2 基本目標

### I 誰もが認め合い自分らしく暮らせる男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会とは、誰もが互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別に関わりなくその個性と能力を發揮できる社会のことであり、その実現のため、すべての市民が性別に関わりなく、社会の対等な構成員としてお互いを尊重し合いながら、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

その実現に向け、次代を担う子どもたちが性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に發揮できるよう、また、将来を見通して自己形成できるよう、ジェンダー平等教育を推進します。さらに生涯を通じて男女共同参画について学び、参画できる場の提供を行うとともに、本市教育委員会がこれまで培ってきた人権を尊重し生きる力を育む学校教育をより一層推進します。

特に、少子高齢化社会が急速に進展し地域活動の担い手が不足していることに加え、人々のライフスタイルも多様化して地域課題が複雑化しています。活力ある地域社会を形成・維持し課題に対応するためには、誰もが自分らしく生き生きと個性や能力を發揮しながら暮らすことのできる社会が必要であり、地域における男女共同参画の推進が大きな意味を持つこととなります。

高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動など多様な地域活動の中で、女性の視点が大きな役割を果たすことはもちろん、農山漁村などの地域社会においても、男女共同参画を推進していくことで、地域活性化を図ることが求められています。

このような状況の中、誰もが認め合い自分らしく暮らせる男女共同参画のまちづくりを目指し、地域活動の意思決定の場や審議会等の政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野における女性の参画率を高めていくよう努め、男女共同参画の視点を様々な施策に反映できるように、関係団体との連携を図りながら取り組んでいくとともに、女性のキャリア継続・向上や就業、創業などのチャレンジを支援します。

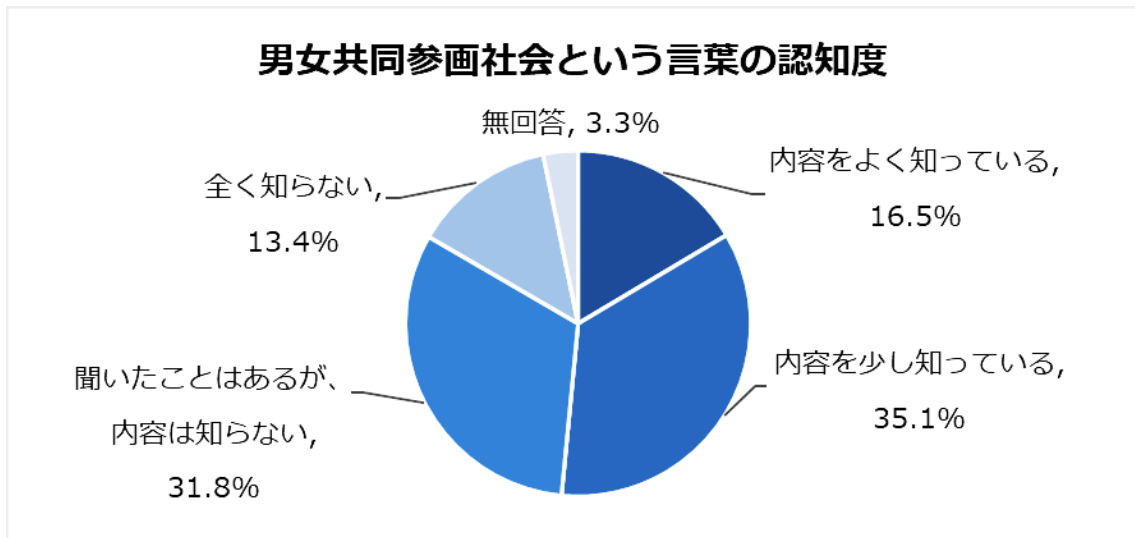
## 基本施策 I - 1 男女共同参画の意識づくり

誰もが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、その個性と能力を十分に発揮できるよう、多様な生き方が尊重されなければなりません。

1999年（平成11年）に基本法が制定されてから既に25年以上経過しており、本市においても条例や基本計画が策定され、様々な事業が推進されてきたことにより、令和6年度の市民意識調査では、性別による固定的な役割分担に対する考え方に否定的な人の割合が全体の68.5%、男女別では否定的な人の割合は男性61.6%、女性74.4%となっており、男女共同参画の意識は着実に進展しています。

しかしながら、地域活動においては女性の更なる活躍が期待されており、防災・災害復興においてはジェンダーの視点が必要とされています。自らが希望するライフスタイルを主体的に選択できるように、あらゆる人々が性別にとらわれない生き方や社会参画の必要性についての認識を持ち、理解を深めていくことが、男女共同参画社会を目指すうえで必要です。

そして、そのような男女共同参画社会を実現するためには、人権の尊重やジェンダー平等に関する意識啓発が重要であり、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、意識づくりを推進します。



有効回答数=553

【出典：第3回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査（令和6年度）】

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
「男女共同参画社会」という言葉の認知度 （「内容をよく知っている」及び 「内容を少し知っている」の合計）	51.6%	60.0%

## ■ 主な事業

### ① 男女共同参画の意識啓発

市民が人権を尊重し、従来の固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るための学習機会を提供するとともに、男女共同参画への理解促進を含めた啓発に取り組みます。

#### 【事業内容】

- ・市民や事業者に向けた周知・啓発
- ・女性相談業務の充実
- ・国際的取組等に関する情報提供
- ・市職員への男女共同参画に関する研修実施

### ② 男女共同参画を推進する教育の充実

教育の場において、誰もが固定的性別役割分担意識にとらわれず、個人の尊厳とジェンダー平等の理念を推進していく教育や学習の充実を図るとともに、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む学習機会の提供に取り組みます。

#### 【事業内容】

- ・教育の場におけるジェンダー平等教育の実施
- ・小中学生に向けた学習教材の配付
- ・教職員への研修の充実

### ③ 多様な選択を可能にする学習機会の提供

自分らしく多様な生き方や社会のあらゆる分野への参画が選択できるよう、ライフステージに応じた学習機会を提供します。

#### 【事業内容】

- ・男女共同参画に関連した学習機会の提供
- ・ジェンダー平等の視点を学ぶ機会の提供

### ④ 男女共同参画に関する調査の実施

男女共同参画に関する施策を推進していくうえで、本市における現状や課題を把握するため、調査・研究や情報収集・分析を強化します。

#### 【事業内容】

- ・男女共同参画に関する調査の実施
- ・市民意識調査の実施

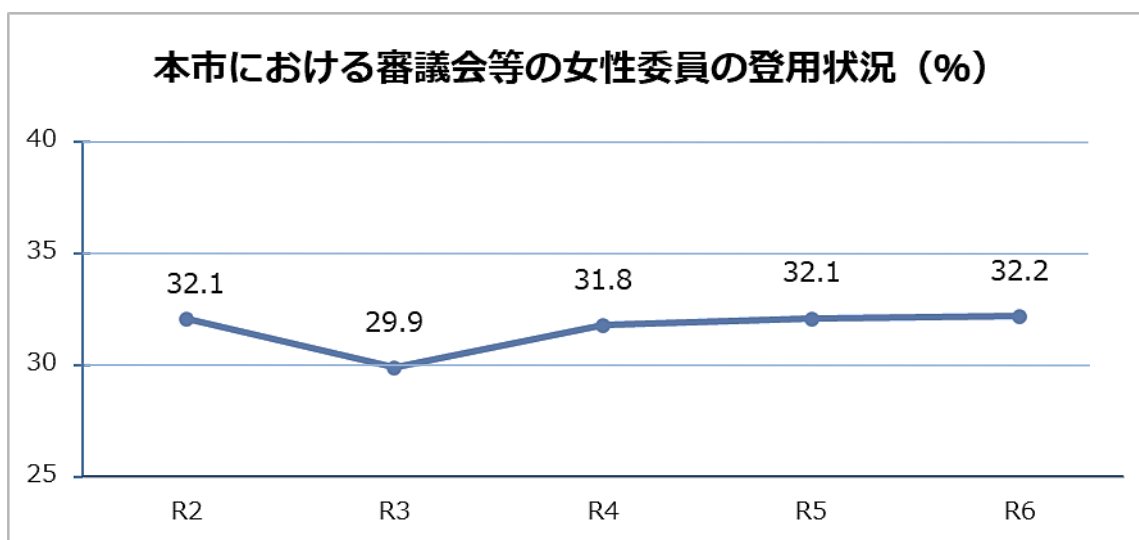
## 基本施策 I - 2 あらゆる分野への女性の参画促進

男女共同参画社会の実現に向けて、誰もが社会のあらゆる分野に対等に参画し、共にその責任を担うことが求められています。

また、活力に満ちた地域社会を創造するためには、多様な人材の能力を活用することはもちろん、様々な視点や考え方から導かれた新たな発想を導入していくことが重要です。

こうした観点からも、あらゆる分野において性別に関わらず参画を促進していく必要があるものの、本市においては、政治・行政・企業・地域における方針決定過程に女性の参画状況は低く、女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です。

ジェンダーの視点から多様な意見が適切に反映されるよう、本市の関係機関の委員や市、学校における指導的な地位に占める女性の割合を高め、あらゆる分野への女性の参画が促進されるような環境の整備に取り組みます。



成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
審議会等への女性委員の参画状況 (地方自治法第202条の3に定める審議会)	32.2%	40.0%

【出典：第2次系島市長期総合計画（後期基本計画）】

## ■主な事業

### ① 政策・方針決定の場への女性の参画促進

男女共同参画の視点に立ち、誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、審議会等の委員における女性の参画を促進し、政策や方針の決定過程への女性の参画を拡大します。

また、農林水産業や商工業の分野においても、女性と男性が対等なパートナーとして経営等に参画できるように、啓発活動に取り組みます。

#### 【事業内容】

- ・ 審議会等への女性の参画促進
- ・ 市役所における男女共同参画の促進
- ・ 家族経営協定の締結促進

### ② 地域活動における男女共同参画の推進

地域活動への女性の参画は、民生委員・児童委員やPTA役員といった特定の役職に偏る傾向があります。地域の様々な課題を解決するためには、自治会の意思決定を担う役職において男女共同参画を推進し、多様な意見を取り入れることが必要です。

また、男女共同参画推進の取組を行う団体の活動や市民が主体となつて行う活動を支援し、市民と一体となつて男女共同参画を推進する体制を整えます。

#### 【事業内容】

- ・ 地域活動における男女共同参画推進の啓発や人材育成
- ・ 男女共同参画推進の取組を行う団体や市民の活動に対する支援

### 基本施策 I - 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが多様な生き方を尊重し、個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等に参画しながら、それぞれの日常生活の満足度を高め充実した人生を実感するためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と生活のそれぞれの場面で責任と喜びの双方を分かち合うことが不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスを推進することで、個人にとっては、多様で柔軟な働き方の選択ができるようになり、仕事による生活の基盤の確保に加え、プライベートを充実させる時間が確保できるといったメリットがあり、事業者にとっても、優秀な人材の確保や生産性の向上などのメリットが期待できます。2020年（令和2年）からのコロナ禍がきっかけでテレワークを導入する事業者が増加したことにより、そのツールは急速に発展し、ますます多様な働き方の選択肢が広がりました。

また、本施策を活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置づけ、男女共同参画が誰にとっても、また事業者や社会全体にとっても重要であるという意識を浸透させることも必要です。

家事・育児・介護の負担の女性への偏りを是正するとともに、地域活動の活性化や社会全体の好循環に向け、働きたい女性が多様で柔軟な働き方を実現できるよう、積極的に取り組みます。

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
仕事と生活の調和が取れた暮らしができていると感じている市民の割合	—	60.0%

【第4回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査に設問を設定する予定】

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
糸島市の男性職員の育児休業取得率	73.3%	85.0%

【出典：第2次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
「女性が活躍するための支援が充実していると思う」と回答した市内女性の割合	—%	R8 調査値+10%

【出典：第2次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

## ■主な事業

### ① ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及啓発

誰もが働きやすく、能力を発揮できる職場づくりのために、仕事中心の生き方や長時間労働を前提とした働き方、家事・育児・介護における女性への偏重を見直し、ライフスタイルに応じた多様な働き方に向けた情報提供を行います。

また、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの必要性やその効果について、積極的に学習機会の提供や啓発を行います。

#### 【事業内容】

- ・市民への情報や学習機会の提供、啓発
- ・企業への情報提供、啓発

### ② 働く場における女性活躍推進のための意識啓発・推進

ワーク・ライフ・バランスや働きやすい環境づくりの取組をしている市内企業等の先進事例や制度の紹介を行います。また、活躍する女性（職人・経営者・研究者・介護職・技術職など）をロール・モデルとして紹介し、年齢や職業に関係なく意識改革を促します。地域全体で女性の活躍を支える機運を高め、誰もが働きやすい社会の実現を目指します。

本市は、事業主行動計画を策定する特定事業主として、ワーク・ライフ・バランスを推進し、その実績を公表することで、市内企業等への啓発を図ります。

#### 【事業内容】

- ・市内企業のワーク・ライフ・バランスに関する先進事例の紹介
- ・モデル事業者としての市役所の取組

### ③ 女性のキャリア継続・向上、就業・創業支援

女性が出産、育児、介護等によってキャリアを中断した場合でも、自身のライフスタイルに合わせた働き方を選択し経済的に自立することができるよう、再就職を支援する講座等を開催します。

また、本市における雇用機会の確保やキャリアアップ、起業・創業に向けた支援を行い、誰もが仕事や様々な社会活動において活躍できる環境の充実を図る取り組みを推進します。

#### 【事業内容】

- ・女性の就業に向けた能力開発や技能習得のための講座の開催
- ・女性の雇用の場確保の促進、キャリアアップ、起業・創業などへの支援

## 基本施策 I - 4 子育て及び高齢者介護支援の充実

自分らしく働きたいと願う人が増えており、希望するライフスタイルを実現しやすくするため、仕事と生活の両立支援制度、子育て支援や介護支援などライフステージごとの課題に対応した施策の展開が必要となっています。

わが国では、近年、育児休業制度を利用し出産後も就業を継続する人が増えているものの、出産前に有職だった女性の3割が出産を機に離職しています。(国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2021年))女性の今後のキャリアや家庭の経済状況を考慮して、妊娠・出産を控える夫婦がいることも考えられ、少子化傾向が今後も続くことにより社会へ与える深刻な影響を考えると、就労の有無や年齢性別を問わず、社会全体で子育て環境の改善に取り組む必要があります。

また、本市においては、高齢化による介護の問題も大きな課題となっており、介護に関わる相談体制や情報提供の充実のほか、介護する家族等のニーズに応じた支援が必要です。

こうした課題に対応すべく、子育て支援制度や誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域包括ケアシステムの実現等により地域が抱える様々な問題などを見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会等と連携し、子育てや介護の負担軽減を進めることで、男女がともに子育てや介護をしながら働き続けることができる環境の整備を推進します。

成果指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
保育所等の待機児童数	0人	0人

【出典：第2次糸島市長期総合計画(後期基本計画)】

成果指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
こども家庭センター相談件数	10,988件	11,400件

【出典：第2次糸島市長期総合計画(後期基本計画)】

成果指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
地域ささえあい会議等で地域住民により創出された事業の数	14事業	15事業

【出典：第2次糸島市長期総合計画(後期基本計画)】

## ■主な事業

### ① 子育て支援施策の充実・虐待防止の推進

子育て中の誰もが、安心して仕事や地域活動に参画するために、育児で孤立する状態を防ぎ、社会全体で子育てを支援する取組を推進します。

#### 【事業内容】

- ・こども家庭センターを中心とした子育て支援事業の充実
- ・保育サービス等の向上に向けた施策の推進
- ・病児・病後児保育の実施
- ・子どもに対する虐待防止の啓発、相談事業の実施

### ② 高齢者介護支援の充実・虐待防止の推進

高齢者はもちろん、その家族も地域で安心して生活できるように、家族介護者の負担軽減のための取組を推進します。

また、高齢者に対する虐待の防止を図るとともに養護者の支援を行うことにより負担の軽減を図ります。

#### 【事業内容】

- ・介護の負担軽減に向けた施策の充実
- ・地域包括ケアシステムの推進
- ・虐待防止啓発活動の実施



## Ⅱ 人権を尊重し、安全・安心に暮らせるまちづくり

配偶者や交際相手等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカ―行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その被害者は女性であることが多く、尊厳を傷つけられるだけでなく、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。中でも、家庭内における暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、夫婦（パートナー）間だけでなく、子どもに対しても深刻な影響を与えることが判明しており、児童虐待防止の一環としても取り組む必要があります。

また、DV以外のセクシュアル・ハラスメント等の性暴力に対しても、男女がお互いの人格を尊重し合える関係を築くために、根絶や防止に向けて取り組むことが求められています。

このような問題に対し、根絶や防止のための啓発事業に取り組むだけでなく、DV、貧困、虐待、孤立など多様な困難を抱える女性等に対し、安心して気軽に相談できるような体制を整備します。市の関係課、関係機関、民間団体等と連携し、包括的かつ継続的な支援を提供するとともに、様々な困難を抱えた女性等が自らの尊厳を回復し、自立した生活を築けるよう、地域全体で支援に取り組みます。

さらに、人々は、生涯を通じて身体的な性差に起因する異なる健康課題に直面します。そのため、互いの身体的性差が心身の健康に与える影響を深く理解し、人権を尊重した上で、相手に対する思いやりを持って共に生きることが、男女共同参画社会の実現において不可欠となります。

こうした観点から、人々の生涯にわたる健康を包括的に支援し、性差に応じた取組を総合的に推進します。

## 基本施策Ⅱ-1 配偶者等からの暴力（DV）の未然防止と被害者支援

暴力は、誰に対しても、決して許されるべきものではなく、誰もが安全・安心に暮らす権利を持っています。

しかし、警察庁の統計による配偶者間における暴力の相談件数に見られるように、その被害者の多くが女性です。したがって、女性に対する暴力は、男女が対等な構成員として社会に参画するために克服すべき重要な課題といえます。

特に、近年では、若年世代のデートDVやSNSなどのインターネットを経由した被害が社会問題化しており、これらの多様化する暴力に対し、迅速かつ的確に対応することが求められています。

そこで、本市においても、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた支援に取り組むため、本施策をDV防止法に基づく「配偶者暴力対策基本計画」として位置づけるとともに、配偶者等からの暴力（DV）<sup>a</sup>を許さない社会づくりを進めます。女性に対する暴力の根絶に向け、早期発見・早期対応を図ることができるよう関係課のみならず、関係機関とも連携し、相談体制の整備を総合的かつ一体的に推進します。

### 配偶者や交際相手から暴力（DV）を受けた際に 誰かに相談しましたか？<sup>b</sup>



有効回答数=212<sup>b</sup>

【出典：第3回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査（令和6年度）】

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
配偶者や交際相手から暴力（DV）を受けた際、誰かに相談した人の割合	55.2%	60.0%

<sup>a</sup> DV（ドメスティック・バイオレンス）には、身体的暴力（殴る、蹴る、突き飛ばすなど）、精神的暴力（無視する、ののしるなど）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（同意のない性的な行為や発言など）、子どもを利用した暴力（子どもに悪口をふきこむ）等がある。

<sup>b</sup> 第3回糸島市男女共同参画に関する市民意識調査において、「配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けた経験がありますか」という設問に「何度もされた」「1、2度された」と回答した人（212人）に対して尋ねた設問。

## ■主な事業

### ① 暴力（DV）の未然防止と早期発見

配偶者（パートナー）等からの暴力（DV）は、重大な人権侵害です。DVは身体に危害を与えるものだけでなく、精神的なものや性的なものなど様々な形態があります。DVについての理解を深め、被害者、加害者ともに、自分が受けている行為や行っている行為がDVであると認識でき、また、周囲も早期に気付くことができるよう啓発に取り組みます。

#### 【事業内容】

- ・ DVに対する正しい理解の普及啓発
- ・ 若年代代に向けたデートDV等についての啓発

### ② 相談事業の充実

DV被害者がすぐに相談できるように、様々な媒体を活用し、相談窓口についての周知を図るとともに、適切な相談対応ができるよう相談対応者のスキルアップを図ります。

#### 【事業内容】

- ・ DV相談窓口の実施と窓口についての周知
- ・ 相談者への情報提供と助言
- ・ 相談対応向上のため研修実施、相談対応マニュアルの更新

### ③ 被害者の保護・自立支援

DV被害者の状況や、一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな支援を行うため、関係課や関係機関と連携し、被害者の負担を軽くする支援体制を構築します。

#### 【事業内容】

- ・ 行政機関等で行う諸手続きへの支援
- ・ 相談者への情報提供と助言

### ④ 関係機関との連携

DV防止法に掲げられた支援機関を始め、関係課や関係機関と連携し、DV被害者に対する支援を行うための協力体制を構築します。

#### 【事業内容】

- ・ 関係課との連携強化
- ・ 福岡県、警察との連携
- ・ 関係職員に対する研修の実施

## 基本施策Ⅱ－２ 誰もが安心して暮らせる支援施策の充実

配偶者間の不和やひとり親、非正規雇用労働者など、生活上困難な状況に陥りやすい女性等が増加し、貧困等の世代間連鎖につながっている状況が問題となっています。

このような状況において、個人の様々な問題に向き合った包括的かつ継続的な支援が必要となっており、経済的に自立し安心して暮らしていくことができる取組が求められています。この施策を女性支援法に基づく「市町村計画」と位置づけ、多様で複雑化した問題に直面し「生きづらさ」を抱える女性等に対し、関係課や機関、民間団体等が連携し切れ目のない支援を行います。

性暴力やセクシュアル・ハラスメントは、近年、社会的な地位や権力を利用して立場の弱い者に同意のない性的行為を強要する加害が社会問題となっており、これらは重大な人権侵害であるとともに、被害者に深刻な心身の影響を与えます。女性だけでなく、男性も被害者になり得ることから、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものであり、性暴力やセクシュアル・ハラスメントを許さず、加害者も被害者も生まない社会の実現に向け、予防啓発や相談窓口の周知に取り組み、被害者が安心して適切な支援を受けられるよう関係機関と連携します。

また、これまでの災害対応においては、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されていないとの課題が指摘されています。女性や多様な立場の人々のニーズに対応するため、防災計画や避難所運営に男女共同参画の視点を取り入れます。平時からの訓練等を通じて市職員や市民の意識を高め、多様な意見が反映される体制を整備します。性別や年齢、障がい等の有無などにかかわらず、すべての人が安心・安全に避難生活を送れるよう、支援体制の整備と情報発信の充実を進めます。

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
児童扶養手当受給者で就業を希望する者のうち就職に結びついた者の割合	52.9%	90.0%

【出典：第2次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
福祉の総合相談窓口が庁内外の支援機関と連携して支援した回数	714回	900回

【出典：第2次糸島市長期総合計画（後期基本計画）】

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
女性相談支援員の設置	未設置	設置

## ■ 主な事業

### ① 困難を抱える女性等の生活の安定に向けた支援

年齢や男女を問わず、様々な困難を抱える人々が、地域で安心した生活を送ることができるように、相談対応や情報提供などの支援を行います。

特に、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合においては、関係課や関係機関等との連携・協働により支援します。

#### 【事業内容】

- ・女性等が抱える問題に関する相談窓口の実施
- ・関係課、関係機関、民間団体等との連携強化による支援の実施

### ② 性暴力、セクシュアル・ハラスメントの防止

性暴力の加害者も被害者も生み出さない社会を実現するため、性暴力の実態を伝える学習機会の提供と啓発を実施します。

また、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメントの未然防止や早期発見に向けた意識づくりを推進し、様々な機会をとおして、事業者や市民に対し啓発活動を実施します。

#### 【事業内容】

- ・広報紙、ホームページ、講座等による啓発
- ・市内企業に対する啓発
- ・セクシュアル・ハラスメント対策の実施

### ③ 防災対策における男女共同参画の推進

災害時の対応においては、性別による多様なニーズへの配慮が必要です。平時からの防災分野における女性の参画を促進し、誰一人取り残さない実効性のある防災対策の実現を目指します。

#### 【事業内容】

- ・男女比率に配慮した避難所運営職員の編成
- ・多様なニーズに配慮した避難所運営の実施
- ・地域で活躍する防災士における女性の割合の向上

### 基本施策Ⅱ-3 生涯を通じた健康の支援

男女が互いの性を理解し合って尊重し、相手に対する思いやりを持つとともに、生涯にわたり心身共に健康であることは、男女共同参画を推進するうえでも重要です。

女性は、心身の健康面で、妊娠や出産に加え、生涯を通じて女性ホルモンの影響を大きく受け、男性と異なる様々な健康上の問題に直面します。このことから、女性特有の疾病の予防や産前・出産・産後の母体ケアまで含めた健康施策に取り組む必要があります。

一方、男性はライフスタイルの影響に加え、男性ホルモンの変化により、女性とは異なる健康上の問題に直面します。特に、生活習慣病のリスクを持つ人の割合が高いことから、健康増進への支援が求められます。男女が互いの身体的性差を十分に理解し、相手に対する思いやりをもつことが求められています。

併せて、性と生殖に関する健康と権利（以下、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という。）に関する正しい認識と理解を深めることが必要です。

成果指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
乳がん検診受診率	13.1%	19.2%
子宮頸がん検診受診率	10.2%	16.6%

【出典：地域保健・健康増進事業報告・第2期糸島市健康増進計画（健康いとしま21）】

## ■ 主な事業

### ① 健康管理の支援と健診（検診）の充実

健康状態やライフステージに応じ、生涯を通じた自己管理ができるように支援します。

また、性差を考慮した健診・保健システムの確立を目指し、より効果的な実施方法を検討します。

#### 【事業内容】

- ・がん検診の推進
- ・受診しやすい健診体制の構築
- ・ライフステージに応じた健康づくり支援
- ・各種団体（商工会、JA等）と連携した特定健診、がん検診の受診勧奨実施

### ② 性に関する理解・尊重

ジェンダー平等社会を実現するためには、男女が互いの性を正しく理解し尊重することも必要であり、広く啓発を行います。特に、若年者に対しては、家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を行い、いのちと心と体を大切にすることを養います。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツが、生涯を通じて女性の人権の重要なひとつであるという考え方の啓発に取り組みます。

#### 【事業内容】

- ・健康保持のための健康講座の実施
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
- ・学校教育を通じた適切な性に関する教育の推進